

別 紙

地域公共交通確保維持改善事業の対象

別紙 地域公共交通確保維持改善事業の対象

幹線のうち、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象であるものについて、沖縄県生活交通確保維持協議会で定める内容（令和6年度地域間幹線系統確保維持計画）を以下に示す。

1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

生活交通路線は、学生、高齢者等のいわゆる交通弱者を含めた地域住民にとって日常生活の足として欠かせない移動手段であるが、利用者減少等の結果、運賃収入のみによる運行の維持確保が困難となっている。

このことから、生活交通路線に対し引き続き支援を行い、通勤、通学、通院等、住民の生活に必要な交通手段を確保する必要がある。

2 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果、定量的な目標を達成するために行う事業及びその実施主体

沖縄県生活交通確保維持協議会内に設置している生産性向上検討作業部会において、サービス・利便性の向上による補助対象系統の利用者確保、利用状況に応じた運行形態の見直し等の協議を行う。

実施主体の関係市町村及びバス事業者は、補助対象系統の生産性向上検討作業部会で協議した取組（周知広報、運行計画の見直しやフリー乗車券のPR活動等）を実施し、運送収入1%の収支改善に努める。

3 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

- 計画期間：令和6年度から令和8年度
- 運送予定者の選定：補助対象路線の運行に係る企画競争により選定
- 運送系統の概要：選定した運送予定者が運行する系統毎の運行本数等は下表のとおり
- 輸送量等：別添資料1「路線別の運行回数、輸送量等の目標(計画)値」のとおり

系統番号	系統名	起点－経由地－終点	運送予定者	運行	運行本数(往復)		備考				
					平日	土曜					
77	名護東線	那覇－辺野古－名護	沖縄バス(株)	毎日	20	20					
					20	20					
					20	20					
					20	20					
52	与勝線	那覇－渡口－屋慶名	沖縄バス(株)	毎日	17	17					
					17	17					
					11	11					
					11	11					
82	玉泉洞糸満線	糸満－具志頭－玉泉洞	(株)琉球バス交通	毎日	12	11					
					11	11					
					11	11					
					11	11					
105	豊見城市内一周線	豊崎－渡橋名－豊崎	(株)琉球バス交通	毎日	16	8					
					8	8					
					8	8					
					8	8					
51	百名線(船越経由)	那覇－船越－百名	(株)琉球バス交通	毎日	12	9					
					9	9					
					9	9					
					9	9					
62	中部線	読谷－コザ－砂辺	(株)琉球バス交通	毎日	52	52					
					52	52					
					52	52					
					52	52					
65	本部半島線	名護－渡久地－名護	共同運行 ・沖縄バス(株) ・(株)琉球バス交通	毎日	26	26					
					26	26					
					26	26					
					26	26					
66					12	11					
					11	11					
					11	11					
					11	11					
67	辺土名線	名護－大宜味－辺土名	共同運行 ・沖縄バス(株) ・(株)琉球バス交通	毎日	12	11					
					11	11					
					11	11					
					11	11					

別紙

路線別 運行回数、輸送量等の目標（計画）値

			計画年度	運行日数	運行回数 (一日あたり)	平均乗車 密度	輸送量
沖 縄 バ ス (株)	77	名護東線	R6	366日	7,320回 (20.0)	5.2人	104人
			R7	365日	7,300回 (20.0)	5.2人	104人
			R8	365日	7,300回 (20.0)	5.2人	104人
	52	与勝線	R6	366日	5,796回 (15.8)	4.9人	77.4人
			R7	365日	5,773回 (15.8)	4.9人	77.4人
			R8	365日	5,767回 (15.8)	4.9人	77.4人
(株) 琉 球 バ ス 交 通	82	玉泉洞糸満線	R6	366日	4,270回 (11.6)	1.4人	16.2人
			R7	365日	4,259回 (11.6)	1.4人	16.2人
			R8	365日	4,256回 (11.6)	1.4人	16.2人
	105	豊見城市内一周線	R6	366日	4,880回 (13.3)	5.4人	71.8人
			R7	365日	4,872回 (13.3)	5.4人	71.8人
			R8	365日	4,848回 (13.2)	5.4人	71.2人
	51	百名線（船越）	R6	366日	3,904回 (10.6)	4.1人	43.4人
			R7	365日	3,895回 (10.6)	4.1人	43.4人
			R8	365日	3,888回 (10.6)	4.1人	43.4人
	62	中部線	R6	366日	9,394回 (25.6)	3.8人	97.2人
			R7	365日	9,368回 (25.6)	3.8人	97.2人
			R8	365日	9,369回 (25.6)	3.8人	97.2人
(沖 縄 バ ス 共 同 運 行 (株) 琉 球 バ ス ス ー	65 66	本部半島線	R6	366日	9,451回 (25.8)	1.8人	46.4人
			R7	365日	9,316回 (25.5)	1.8人	45.9人
			R8	365日	9,323回 (25.5)	1.8人	45.9人
	67	辺土名線	R6	366日	4,354回 (11.6)	1.9人	22.4人
			R7	365日	4,259回 (11.6)	1.9人	22人
			R8	365日	4,256回 (11.6)	1.9人	22人

平均乗車密度：始点から終点まで平均して常時バスに乗車している人数

(一日あたり) 輸送量：一日あたり運行回数×平均乗車密度

路線別の役割及び事業の必要性

系統番号	系統名	役割及び事業の必要性
77	名護東線	<p>当該系統は那覇市から沖縄市・本島東海岸を経由し名護市に至る路線であり、沿線住民の通勤・通学や通院、買い物などの日常生活や市町村を跨ぐ広域的な移動を支える移動手段である。</p> <p>このため、地域の住民の貴重な移動手段として、運行を維持することが求められるが、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が困難であることから、本事業により運行を確保・維持する必要がある。</p>
52	与勝線	<p>当該系統は那覇市、沖縄市を経由しうるま市与勝に至る路線であり、沿線住民の通勤・通学や通院、買い物などの日常生活や市町村を跨ぐ広域的な移動を支える移動手段である。</p> <p>このため、地域の住民の貴重な移動手段として、運行を維持することが求められるが、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が困難であることから、本事業により運行を確保・維持する必要がある。</p>
82	玉泉洞糸満線	<p>当該系統は糸満市から玉泉洞に至る路線であり、沿線住民の通勤・通学や通院、買い物などの日常生活や市町村を跨ぐ広域的な移動を支える移動手段である。</p> <p>このため、地域の住民の貴重な移動手段として、運行を維持することが求められるが、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が困難であることから、本事業により運行を確保・維持する必要がある。</p>
105	豊見城市内一周線	<p>当該系統は豊見城市内を一周する路線であり、沿線住民の通勤・通学や通院、買い物などの日常生活を支える移動手段である。</p> <p>このため、地域の住民の貴重な移動手段として、運行を維持することが求められるが、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が困難であることから、本事業により運行を確保・維持する必要がある。</p>
51	百名線（船越経由）	<p>当該系統は那覇市から南城市百名に至る路線であり、沿線住民の通勤・通学や通院、買い物などの日常生活や市町村を跨ぐ広域的な移動を支える移動手段である。</p> <p>このため、地域の住民の貴重な移動手段として、運行を維持することが求められるが、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が困難であることから、本事業により運行を確保・維持する必要がある。</p>
62	中部線	<p>当該系統は読谷村から沖縄市を経由し北谷町砂辺に至る路線であり、沿線住民の通勤・通学や通院、買い物などの日常生活や市町村を跨ぐ広域的な移動を支える移動手段である。</p> <p>このため、地域の住民の貴重な移動手段として、運行を維持することが求められるが、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が困難であることから、本事業により運行を確保・維持する必要がある。</p>
65 66	本部半島線	<p>当該系統は名護市から本部半島を一周する路線であり、沿線住民の通勤・通学や通院、買い物などの日常生活や市町村を跨ぐ広域的な移動を支える移動手段である。</p> <p>このため、地域の住民の貴重な移動手段として、運行を維持することが求められるが、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が困難であることから、本事業により運行を確保・維持する必要がある。</p>
67	辺土名線	<p>当該系統は名護市から国頭村辺土名に至る路線であり、沿線住民の通勤・通学や通院、買い物などの日常生活や市町村を跨ぐ広域的な移動を支える移動手段である。</p> <p>このため、地域の住民の貴重な移動手段として、運行を維持することが求められるが、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が困難であることから、本事業により運行を確保・維持する必要がある。</p>

参考資料 1 沖縄県地域公共交通協議会規約

沖縄県地域公共交通協議会規約

(目的)

第1条 沖縄県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を沖縄県那覇市泉崎1-2-2に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長1人及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 内閣府沖縄総合事務局運輸部長又はその指名する者
- (3) 道路管理者又はその指名する者
- (4) 沖縄県警察本部交通部長又はその指名する者
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (8) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (9) 沖縄本島内の市町村及び交通利用者の代表者又はその指名する者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 3 会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議

事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、

又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第8条 第3条に規定する協議事項のうち、特定の事項に関する協議については、部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、沖縄県企画部交通政策課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和5年7月18日から施行する。

2 この規約は、令和5年11月29日から施行する。

沖縄県生活交通確保維持協議部会 設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沖縄県地域公共交通協議会規約第8条の規定に基づき、沖縄県内の地域住民の生活交通の確保維持を図るため、沖縄県生活交通確保維持協議部会（以下「部会」という。）を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議事項)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）の第7条及び第21条で規定する生活交通確保維持改善計画に関すること。
- (2) その他生活交通の確保に関すること。

(構成)

第3条 部会は、別表第1に掲げる委員をもって構成する。ただし、委員がやむ得ない事由により欠席する場合、その委員が指名する者を代理として出席させることができる。

(会長)

第4条 部会に会長を置き、会長は沖縄県企画部長をもって充てる。

- 2 会長は、部会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(部会)

第5条 部会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 部会の議長は、会長が務める。
- 3 部会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 4 部会の議事は、会議に出席した委員（代理出席者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要に応じ、利用者の代表など関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(書面等による部会)

第6条 会長は、必要と認めるときは、委員の招集を行わず、書面その他の方法（以下「書面等」という。）によって委員の意見を求めるこことにより、部会の決議に代えることができる。

- 2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。ただし、前条第3項中「出席」を「書面等により意思表明」と、同第4項中「会議に出席した委員（代理出席者を含む。）」を「書面等により意思表明した委員」と、同第5項中「関係者の出席を求め、」を「関係者から書面等により」に読み替える。

(事務局)

第8条 部会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、沖縄県企画部交通政策課が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会及び事務局の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 13 日から施行する。
この要綱は、平成 25 年 6 月 14 日から施行する。
この要綱は、平成 28 年 6 月 10 日から施行する。
この要綱は、平成 29 年 8 月 23 日から施行する。
この要綱は、令和 2 年 5 月 13 日から施行する。

(別表第1) 沖縄県生活交通確保維持協議部会委員

沖縄県企画部長
沖縄総合事務局運輸部長
那覇市長
宜野湾市長
石垣市長
浦添市長
名護市長
糸満市長
沖縄市長
豊見城市長
うるま市長
宮古島市長
南城市長
国頭村長
大宜味村長
東村長
今帰仁村長
本部町長
恩納村長
宜野座村長
金武町長
伊江村長
読谷村長
嘉手納町長
北谷町長
北中城村長
中城村長
西原町長
与那原町長
南風原町長
粟国村長
久米島町長
八重瀬町長
竹富町長
伊江島観光バス(株) 代表取締役社長
沖縄バス(株) 代表取締役社長
(株)琉球バス交通 代表取締役社長
平安座総合開発(株) 代表取締役社長
(株)八千代バス・タクシー 代表取締役社長
宮古協栄バス(資) 代表社員
(資)共和バス 代表社員
東運輸(株) 代表取締役社長
西表島交通(株) 代表取締役
沖縄県企画部交通政策課長

沖縄県地域公共交通協議会規約【細則】

沖縄県地域公共交通協議会規約第12条の規定に基づき、会長が別に定める細則を次のとおり定める。

(会議)

第1条 会議の議決方法は、沖縄県公共交通協議会規約第7条第3項の規定に基づくものとし、議決にあたっては交通事業者の意見を尊重するものとする。

(附則)

第2条 この細則は、令和5年11月29日から施行する。

沖縄県地域公共交通協議会 委員名簿

委員(51名)

	所属	職名	氏名	備考
有識者	琉球大学工学部	名誉教授	池田 孝之	
	琉球大学工学部	准教授	神谷 大介	
	東京大学大学院 新領域創成科学研究科	特任教授	中村 文彦	
交通利用者	(一社)沖縄県PTA連合会	事務局長	島 史生	
	社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会	事務局長	高良 正樹	
	(公財)沖縄県老人クラブ連合会	会長	砂川 博紀	
	(一財)沖縄観光コンベンションビューロー	専務理事	真鳥 洋企	
交通事業者	那霸バス株式会社	取締役副社長	鹿毛 建造	
	株式会社琉球バス交通	代表取締役	小川 吾吉	
	沖縄バス株式会社	取締役社長	新川 幹雄	
	東陽バス株式会社	代表取締役	新入 勝行	
	合同会社やんばる急行バス		谷田貝 哲	
	株式会社北部観光バス	常務取締役	宮城 敦	
	有限会社カリ一観光	社長室長	鹿川 幸一郎	
	東京バス株式会社	常務取締役	佐藤 智彦	
	(一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会	会長	東江 一成	
	沖縄都市モノレール株式会社	代表取締役社長	渡慶次 道俊	
国	内閣府沖縄総合事務局	開発建設部長	坂井 功	
	内閣府沖縄総合事務局	運輸部長	星 明彦	
県	沖縄県	企画部長	金城 敦	
	沖縄県	子ども生活福祉部長	宮平 道子	
	沖縄県	文化観光スポーツ部長	宮城 翠吉	
	沖縄県	土木建築部長	前川 智宏	
	沖縄県教育庁	教育長	半嶺 満	
	沖縄県警察本部	交通部長	安里 準	

沖縄県地域公共交通協議会 委員名簿

委員(51名)

	所属	職名	氏名	備考
市町村	那霸市	副市長	金城 康也	
	宜野湾市	市長	松川 正則	
	浦添市	副市長	新垣 剛	
	名護市	市長	渡具知 武豊	
	糸満市	市長	當銘 真栄	
	沖縄市	市長	桑江 朝千夫	
	豊見城市	市長	徳元 次人	
	うるま市	副市長	佐久川 篤	
	南城市	市長	古謝 景春	
	国頭村	村長	知花 靖	
	大宜味村	村長	友寄 景善	
	東村	村長	當山 全伸	
	今帰仁村	村長	久田 浩也	
	本部町	町長	平良 武康	
	恩納村	村長	長浜 善巳	
	宜野座村	村長	當眞 淳	
	金武町	町長	仲間 一	
	読谷村	村長	石嶺 傳實	
	嘉手納町	町長	當山 宏	
	北谷町	町長	渡久地 政志	
	北中城村	村長	比嘉 孝則	
	中城村	村長	浜田 京介	
	西原町	町長	崎原 盛秀	
	与那原町	町長	照屋 勉	
	南風原町	町長	赤嶺 正之	
	八重瀬町	町長	新垣 安弘	

參考資料 2　用語集

用語集

あ行

IoT（アイオーティー）【Internet of Things】

「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、新たな付加価値を生み出すこと。

IC

高速道路のインター・チェックのことで、料金を支払うことを指す。

IC カード

専用プリペイド IC カード（OKICA 等）。

ICT（アイシーティー）【Information and Communication Technology】

情報通信技術の略で、情報や通信に関する技術の総称。

新たなモビリティ

人口の減少、高齢化の進展、脱炭素化への要請や、自動運転等の技術革新などを背景に、多様なニーズに対応した新たなモビリティの開発・普及が進展。少人数・小口の輸送かつ電動のモビリティなど、多様なモビリティが道路空間に混在。また、シェアリング運用を行うモビリティも登場している。代表的なものとしては、自動配送ロボットによる「遠隔操作型小型車」、電動キックボードをはじめ、小型バス、グリーンスローモビリティ（時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称）などがある。

EV（イーブイ）【Electric Vehicle】

電気自動車のこと。内燃機関であるエンジンが搭載されておらず、電気を蓄えるバッテリーとモーターで動く。エンジンを使用しないので、走行中に二酸化炭素を排出せず、環境性能において優れている。

1 次生活圏

1 次生活圏とは、市町村機能を有する、または生活の場としてのコミュニティである生活圏。

インセンティブ施策

持続的かつ中長期的に成長していくよう、関係者のモチベーションを引き出す施策、動機づけのこと。

インバウンド【Inbound】

主に旅行業界・観光業界で使われていた言葉で、外国人が日本に観光をしに来るという意味で用いられる。

ウォーカブル【walkable】

国土交通省が令和元年に「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指し、"WE DO"～Walkable（歩きたくなる）、Eyelevel（まちに開かれた1階）、Diversity（多様な人の多様な用途、使い方）、Open（開かれた空間が心地よい）をキーワードとしたこれからのまちづくりの方向性が打ち出されたことから、「ウォーカブル推進都市」の検討が全国で検討されている。

AI（エーアイ）【Artificial Intelligence】

人口知能のことであり、人間の脳神経回路を参考にしたアルゴリズムである「ディープラーニング」といった技術革新等により、コンピューター自身が膨大なデータを読み解き、そこに隠れているルールや相関関係などの特徴を発見し、人間と同じように帰納的な推論を行うことで、自律的に「学ぶ」ことができるようになった。

SDGs（エスディジーズ）【Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）】

2015年9月に「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で掲げられた、2030 年までの国際社会全体の目標。17 のゴール（目標）と 169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な範囲に総合的に取り組むこと。

LRT（エルアールティー）【Light Rail Transit】

速達性、定時性、乗降の容易性などの面で優れた特徴を有し、低床式（高齢者・身障者が乗降しやすいようにステップを無くした）で乗り降りがしやすいといった特徴があり、昔ながらの路面電車のイメージを一新した、新しい交通システムとして注目されている。環境問題や交通渋滞・駐車場不足に悩む都市の交通政策の新しい試みとして、欧州などで積極的に導入されてきている。

LCC（エルシーシー）【Low Cost Carrier】

低コストかつ高頻度の運航を行うことで、低運賃の航空サービスを実現する新たなビジネスモデルを採用した航空会社のことをいう。

オーソライズ【Authorize】

正当と認めること。公認すること。

OD【Origin（出発地）－Destination（到着地）の略語】

ある地域を区分（ゾーニング）し、トリップがどのゾーンから出発してどのゾーンに到着したかまとめたもの。

オンデマンド

利用者の要求があった際に、その要求に応じてサービスを提供すること。

が行

カーボンニュートラル【Carbon Neutral】

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。2020年10月、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言。

幹線道路

全国、地域または都市内において、骨格的な道路網を形成する道路。通過交通の割合が高く、広幅員、高規格、高速度の道路であることが多い。

基幹バスシステム

主要拠点間をバス専用道路等で接続し、多頻度で定時速達性が高く、シンボル性を持たせた基幹バスと、基幹バス区間の主要拠点から、その他の地域へアクセスする支線バスで構成されたバスの交通ネットワーク。

キャンパス交通システム・キャンパスバスシステム

学生の多い大規模な大学等を対象とし、公共交通等の利便性を高めることで、公共交通等の利用を促進するもの。例えば、キャンパス敷地内にバス停を設置しバスを運行させたり、大口一括特約定期券を導入したりする等の取組がある。

クルーズ客船

クルーズ客船とは、宿泊施設をはじめレストランやプールなどを備えた客船のこと。医師や看護師なども乗船しており、長期の旅行にも対応している。クルーズ船を利用した旅行をクルーズ又はクルーズ旅行といい、5ヶ月という長期間の世界一周クルーズから1Dayクルーズまで種類も豊富。また、近年では環境配慮型のクルーズ客船が造られるなど多くの人のニーズに合った旅行を提供している。

クロスセクター効果

地域公共交通のクロスセクター効果とは、地域公共交通を廃止した時に追加的に必要となる多様な行政部門の分野別代替費用と、運行に対して行政が負担している財政支出を比較することにより把握できる地域公共交通の多面的な効果。

交通結節機能

複数の同種あるいは異なる交通手段が接続され、相互の乗継ぎを可能にすること。

交通結節点

鉄道駅やバスターミナル等、複数の同種あるいは異なる交通サービスを一箇所に集約することで、相互の円滑な乗継ぎを可能にした場所のこと。

交通需要マネジメント（TDM：ティー・ディー・エム）

交通需要マネジメントを意味する Transportation Demand Management の頭文字をとったもの。車利用者の交通行動の変更を促すことにより、道路交通混雑を緩和する手法のこと。

交通モード

交通手段のこと。

コミュニティバス

公共交通が不便な地域などで、高齢者や体の不自由な方にも安全で利用しやすく、地域住民の多様なニーズにきめ細かく対応する地域密着型のバスのこと。市町村が運行する一般路線がコミュニティバス路線となることもある。

コンパクトシティ

拡散した市街地をコンパクト化して都市の持続性を確保する考え方。

コンパクト・プラス・ネットワーク

国土交通省の重点的施策で、人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めるとする考え方。

さ行

3次生活圏

様々な業種が集積し、高度かつ多様なサービスを県民及び観光客に提供することが可能な那覇を核とする生活圏。

シームレス【seamless】

シームレスとは、「継ぎ目のない」の意味。交通のシームレス化とは、交通サービス同士の乗継時に生じるあらゆる障害を、ハード・ソフト面において無くすることで、出発地から目的地までの移動全体を通じた円滑化

を図ること。

シェアサイクル

自転車を複数人で共同利用するサービスで、主として、街中に点在する貸出拠点（サイクルポート）間を電動自転車で移動するサービスが普及している。

市町村マスターplan

正式には、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と言う。市町村マスターplanは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるもの。また、市町村マスターplanは、当該市町村を含む都市計画区域マスターplan、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即したものとなっている。

自動車保有台数

ある国または地域内において保有されている自動車の数。我が国の場合には、道路運送車両法に基づいて登録されている自動車、登録自動車のほか検査を受け自動車検査証が交付されている自動車および届出を要する自動車の総数をいう。

周遊

複数の観光地を、滞在先を変えながら巡る観光形態のこと。

スマートシティ【smart city】

ICT 等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域。

Z世代

Z 世代とは、1990 年代半ばから 2010 年代序盤に生まれた世代で、2023 年現在 12 歳～28 歳前後の年齢層に当たる。

ソフトパワー

米国ハーバード大学のジョセフ・ナイ教授が提唱した概念のこと。軍事力などの強制的な力により他国に影響力を及ぼすハードパワーに対し、文化、価値観、イデオロギーなど目に見えない間接的な影響力を拠り所にした力を指す。沖縄のソフトパワーとしては独自の歴史・文化、健康・長寿、豊かな自然環境、ユイマールの精神や平和を望む県民の心などが挙げられる。

ゾーン 30 / ゾーン 30 プラス

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高

速度 30km/h の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策のこと。また、最高速度 30km/h の規制やハンプなどの物理的デバイスとの組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン 30 プラス」として設定。

た行

ダイナミズム【Dynamism】

そのものがもつ力強さ。迫力。

地域公共交通計画

令和 2 年の地域交通法の改正に伴い、従来の「地域公共交通網形成計画」に代わる、新たな法定計画として地域公共交通計画の作成が努力義務化された。

地域公共交通計画とは、地域の移動手段を確保するために、住民などの移動ニーズにきめ細かく対応できる立場にある地方公共団体が中心となって、交通事業者等や住民などの地域の関係者と協議しながら、マスタープラン（ビジョン＋事業体系を記載するもの）となるもの。令和 2 年に改正された地域交通法において、「市町村は主体的に地域公共交通の活性化・再生に取り組むように努めなければならない（法 § 4 ③）」、「都道府県は、各市区町村を越えた広域的見地から市町村と密接な連携を図り、活性化・再生に取り組む（法 § 4 ②）」と明示されており、地方公共団体による地域交通への積極的な関与が法律の面からも求められている。

地域交通法

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）であり、地域の主体的な取組等によって「地域旅客運送サービスの持続可能な確保に資する地域公共交通の活性化及び再生」を推進するため、地域公共交通計画の作成やこれに基づき実施する事業等について定めた法律。

DX（ディーエックス）【Digital Transformation】

「IT の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」スウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授が 2004 年に提唱した概念。

TOD【Transit Oriented Development】（公共交通指向型開発）

TOD とは公共交通機関を中心として、その近傍に適度な密度の住宅、補完的な公共施設、小売・サービス産業を配し、効率的でバランスのよい土地利用を促進する都市計画手法の一つ。

TDM【Transportation Demand Management】

交通需要マネジメントを意味する。車利用者の交通行動の変更を促すことにより、道路交通混雑を緩

和する手法のこと。

デジタル田園都市国家構想

「デジタル実装を通じて地方が抱える課題を解決し、誰一人取り残されずすべての人がデジタル化のメリットを享受できる心豊かな暮らしを実現する」という構想。

テストベット

実際の運用環境に近い状態で先端技術の実証試験を行う実証基盤のこと。

鉄軌道を含む新たな公共交通システム

県民及び観光客の移動利便性の向上、中南部都市圏の交通渋滞緩和、脱炭素社会の実現、県土の均衡ある発展を支える「速達性」、「定時性」等の機能を備えた大量輸送が可能な基幹的な公共交通システムのこと。

沖縄県では、既存の道路空間やバス機能を活用した基幹バスシステムの導入等により、公共交通の利用環境の改善を図りつつ、鉄軌道等の導入に向けた取組を推進することとしている。

デマンドシステム【demand】（オンデマンド交通【on-demand】ともいう）

路線バスや電車などのように、時刻表や走行ルートがきまっている訳ではなく、予約により指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービスのこと。デマンドバスの場合は、基本路線以外に利用者がいる場合に迂回ルートを走行して、デマンド（需要）に応じて弾力的なサービスを行うバスがある。船舶を用いた、デマンド型海上タクシーもある。

トリップ【Trip】

トリップ（Trip）は、ある目的（例えば、出勤や買物など）を持って起点から終点へ移動する際の一方向の移動を表す概念であり、同時にその移動を定量的に表現する際の単位。

な行

那覇空港自動車道・小禄道路

那覇空港と沖縄自動車道を連結する那覇市から西原町に至る約 17.8km の高規格幹線道路。当該道路の完成供用により、本島中南部及び北部圏域における観光、産業の振興や様々な地域振興プロジェクトに資することが期待される。現在西原 JCT から豊見城・名嘉地 IC の約 12.1km が供用されており、残る豊見城・名嘉地 IC から那覇空港 IC（仮称）の小禄道路約 5.7km は事業中となっている。

南部東道路

那覇空港自動車道（南風原南 IC 付近）から南城市の大里、玉城、佐敷を経由して、知念に至る

延長約 11 km の地域高規格道路のこと。那覇市までの 30 分圏域の確立を図ることで地域住民に都市的サービスを提供するとともに、南部圏域の振興を支援する。

二次交通

一般的には拠点となる空港や鉄道駅から観光地までの交通のことを指すが、本計画では県内外から那覇空港に到着した後の観光地までの交通としている。

2 次生活圏

救急告示病院、高等学校及び商店街等を有する生活圏。

2024 年問題

長時間労働・過重労働にある自動車運転者の健康確保の観点から、自動車運転者の拘束時間や休息時間の見直しにより生じる様々な問題の総称。例えば、バス業界など慢性的な人手不足に悩まされている業界では、時間外労働を制限することで運行便数の減少や廃止など、業務への悪影響が懸念されている。

ネットワーク（NW）

具体的な交通路線網の中から、細部路線を省いて抽象化した路線網を描いたものを指す。一般にネットワークは交点と路線区間の集合として表現でき、交点をノード、線をリンクと呼んでいる。ノードはいくつかのリンクに結びついており、リンクは必ず両端でノードに繋がる。

ノンステップバス

床面を低く作り、乗降口の段差を小さくして乗降しやすくした低床バスのうち、出入口の階段を無くした車両。高齢者や障がい者等の移動の利便性が向上する。

は行

パーク・アンド・ライド【Park and Ride】

駅やバス停などの近くに自動車を駐車し、鉄道・バス等の公共交通機関へ乗り換える手法。バスへ乗り換える場合は「パークアンドバスライド」、自転車を利用したものを「サイクルアンドライド」ともいい、また、拠点等に自動車を駐車し、その後自転車等のシェアリングサービスを利用する方法をパーク＆シェアード・モビリティという。

バスレーン

車両通行帯を有する道路で路線バス等の通行のための交通規制が設けられた車線で、「バス専用レーン」と「バス優先レーン」がある。

バスロケーションシステム【Bus Location System】

GPS 等を用いてバスの位置情報を収集し、バス停の表示板や携帯電話などの通信機器に情報提供するシステム。これにより、バスの遅延状況などがわかるようになる。

バリアフリー【Barrier-free】

もとは建築用語で「バリア（障壁）」を「フリー（のぞく）」ことで、生活しやすい環境を整えることを意味する。最近は「心のバリアフリー」など、高齢者や障がいの有無に関わらず、すべての人が安全で安心して生活するために、社会的、制度的、心理的にも障壁のないという意味で使われる。

ハンプ

通行する自動車の速度を抑制するために道路上に設けられたカマボコ状の突起。

東海岸サンライズベルト構想

東海岸地域の活性化・発展を推進するための方向性を示した構想。令和 2 年度に「東海岸サンライズベルト構想検討委員会」を設置するとともに、北部 5 市町村の意見も踏まえ、令和 3 年 3 月に構想がとりまとめられた。

BRT (ビーアールティー) 【Bus Rapid Transit】

連節バス、バス専用道、バスレーンなどを組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステムのことをいう。

ビジット・ジャパン

国の「外国人旅行者訪日促進戦略」の一環として平成 15 年から取り組まれているもので、関係府省及び自治体、民間企業等が官民一体となって、訪日外国人旅行者数を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人とすることを目標に、効果的な海外プロモーション等を展開する活動。

ビックデータ【Big Data】

「量 (volume)」「種類 (variety)」「発生頻度・更新頻度 (velocity)」の 3 つの要素から成り立っており、日々、膨大に生成・蓄積されるさまざまな種類や形式のデータを指す。

ビックデータの活用には、データの生成・収集・蓄積・分析が必要であるが、ICT の進歩やハードウェアの低価格化で「生成・収集」が進み、従来では活用が難しかった非構造化データ（動画や音声、テキストなど）やリアルタイム性のあるデータも、データベースの処理速度の高速化等により「蓄積」が進み、クラウドの普及等により「分析」のための膨大なデータ処理が進んでいることから、活用の可能性が広がっている。

ピーク時

交通需要が最大になる時間帯のこと。朝・夕の通勤通学時間帯にみられる。

PT 調査（パーソントリップ調査）

都市における人の移動に着目した調査。調査は、世帯や個人属性に関する情報と1日の移動をセットで尋ねることで、「どのような人が、どのような目的で、どこからどこへ、どのような時間帯に、どのような交通手段で」移動しているかを把握することができる。

沖縄では、中南部都市圏を対象に第1回が昭和52年、第2回が平成元年、第3回が平成18年、第4回が令和5年に実施。

PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

プラットフォーム【platform】

サービスやシステム、ソフトウェアを提供・カスタマイズ・運営するために必要な「共通の土台（基盤）となる標準環境」を指す。TDM 施策においては、「TDM データ分析プラットフォーム」の構築により、様々な交通行動データ等を用いた定量的な分析等を総合的に行うことで、交通流の分析等に資するデータの特定や活用に関するノウハウを蓄積し、情報を提供する役割を担う。

フリンジパーキング【Fringe Parking】

路外駐車場（フリンジパーキング）を都心部の外周に計画的に配置し、都心部（内側）へは公共交通や二輪、歩行等による移動を促すことで、都心部等への車の乗り入れを抑制するもの。

ま行

MaaS（マース）【Mobility as a Service】

一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。

MICE（マイス）

企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention/ Conference）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字を使った造語で、これらのビジネスイベントの総称のこと。

モビリティ

「動きやすさ」、「可動性」、「移動性」などを意味し、交通においては、交通手段や移動手段に関する全般のことを指す。

モビリティ・マネジメント（MM）【Mobility Management】

一般の人々を対象としたコミュニケーションを通じて、交通渋滞や環境問題、あるいは個人の健康といった問題に配慮しつつ、過度な自家用車の利用から公共交通等への利用転換を自発的に促す取組。

ら行

ライジングボラード

車の進入を抑止し、特定のグループの車のみの進入を可能とすることを目的とした構造で、許可された車両が進入する場合、道路中央に設置されたポールを下降させることにより通行が可能となる仕組み。国内では、新潟県や岐阜県等で導入事例がある。

立地適正化計画

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版で、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進める。

連節バス

大量輸送のために車体が2連以上につながっているバス。

わ行

わった～バス党

県民のみなさまに路線バスのさらなる利用を呼びかけるとともに、もっと愛されるバスにするため利便性や環境対策を改善し、「快適な沖縄」の実現を目指す取り組み。会社として公共交通の利用促進に取り組んでいる企業などがわった～バス党法人党員として加入しており、2023年3月までの認定企業・団体は96社となっている。

沖縄県地域公共交通計画（案）

発行年月：令和6年3月

問い合わせ先：沖縄県企画部交通政策課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

TEL 098-866-2045

FAX 098-866-2448